

4. 石油ガス譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]				
都道府県 及び 指定市 [国]	<p>1. 石油ガス税は、自動車の容器に充てんされる石油ガスに対し、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油ガス1キログラムにつき</td> <td>17円50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 石油ガス譲与税は、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額とし、都道府県及び指定市に対して譲与する。</p> <p>3. 石油ガス譲与税の2分の1の額を区域に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	石油ガス1キログラムにつき	17円50銭	<p>6月：前年度3月～5月 収入分</p> <p>11月：6月～10月収入 分</p> <p>3月：11月～2月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
石油ガス1キログラムにつき	17円50銭					

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	82,663	74,942	68,604	61,624	53,312

5. 自動車重量譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]																		
都道府県 及び 市町村 [国]	<p>1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。(乗用車・軽自動車) 〈自家用車〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>本則</th> <th>13年未満 ※</th> <th>13年超 ※</th> <th>18年超 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車</td> <td>自重0.5t毎 年</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円</td> <td>5,700円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検有り)</td> <td>1両につき 年</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> <td>4,100円</td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・別途エコカー減税あり。 ・事業用は別税率。 ・車検が2年又は3年のものについては、1年に換算した年額を記載。 ※ 令和2年度燃費基準達成車両は別税率。</p> <p>2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の422(平成30年度までは1000分の407、平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、都道府県及び市町村に対して譲与する。</p> <p>3. 2. の譲与税額のうち422分の15を都道府県に、422分の407を市町村に対して譲与する。</p> <p>4. 自動車重量譲与税の2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分		本則	13年未満 ※	13年超 ※	18年超 ※	乗用自動車	自重0.5t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円	軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円	<p>6月：前年度2月～4月 収入分</p> <p>11月：5月～9月収入分</p> <p>3月：10月～1月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分		本則	13年未満 ※	13年超 ※	18年超 ※															
乗用自動車	自重0.5t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円															
軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円															

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	1,838,410	1,920,896	1,924,897	1,946,549	2,023,565